

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	建設部	都市政策課	予約乗合バスについて	移動手段として予約乗合バスは、欠かせないものとなっており、高齢者を中心に通院や買い物などの目的で利用している。また、今年4月から週5日運行となり、さらに利用しやすくなった。 一方で利用者の多くは、自動車免許を持っていない高齢者であり徒歩移動も大変であることから交流を目的とした利用と各バス停留所を乗降場所とすることについて検討いただけるか伺う。	【建設部長】 大迫地域予約乗合バスは、令和7年4月1日から月・水・金曜の週3であった運行日を月～金曜の週5日に拡充し運行しており、自宅前の安全に乗り降りできる公道から大迫地域内の指定乗降場所間まで運行する地域内交通として運行している。乗り降りできる場所は、自宅付近の公道及び地域内の公共施設や銀行、スーパーなど日常生活で最低限の訪れる場所を指定乗降場所として指定しており、外川目地区にお住まいの方は、大迫総合支所をはじめ34ヶ所の指定乗降場所を設定している。指定乗降場所の中には、地域の拠点である外川目振興センターも含まれているため、地域の方々の交流の機会を振興センター内で設けていただき、参加する際には是非予約乗合バスを活用いただきたいと考えている。 また、旧路線バスのバス停留所を指定乗降場所に設定することについて検討して欲しいとのことであるが、指定乗降場所を増やすことで、1便あたりの運行時間が長くなり、現在の1日12便の維持が困難となることが想定されるため、すべてのバス停留所を指定乗降場所とすることは出来ないが、他のバス路線と接続し、交通結節点となりえる停留所であり、皆様の利用や要望の多い停留所などがあれば、乗降場所に加えることについて、運行事業者と協議のうえ、検討して参りたいと考えている。 なお、一部のご意見として、自治会で管理する自治公民館を乗降場所に加えて欲しいとの要望もあるが、先ほど申し上げたとおり、1便あたりの運行時間が長くなることに加えて、現在の運行は市街地へ向かう上り便と市街地から各地区へ戻る下り便の便制で運行しているところであり、自宅と公民館との位置関係によっては行の便が滞りの方向に走るとなると運行方向に混乱が生じることが想定されることから、現時点で自治公民館を指定乗降場所とすることは考えていない。 大迫地域予約乗合バスは、運行日を増やし運行をしているものの、利用する方が固定化され利用者数が伸び悩んでいるところであり、持続可能な公共交通として維持して行くにも、今後免許返納等を考えている方、家族に送迎を頼んでいる方など移動手段にお困りである場合には、是非、予約乗合バスをご利用いただきたいと考えている。 運行する方向にもよると考えているが、特に地域から要望が強い箇所については個別に分析を行い、事業者の運行への負担や利用者の使い勝手の良さなどを検討して有効である場合には、市から運行事業者へ相談したい。	大迫地域予約乗合バスは、令和7年4月1日から月・水・金曜の週3であった運行日を月～金曜の週5日に拡充し運行しており、自宅前の安全に乗り降りできる公道から大迫地域内の指定乗降場所間まで運行する地域内交通として運行している。乗り降りできる場所は、自宅付近の公道及び地域内の公共施設や銀行、スーパーなど日常生活で最低限の訪れる場所を指定乗降場所として指定しており、外川目地区にお住まいの方は、大迫総合支所をはじめ34ヶ所の指定乗降場所を設定している。指定乗降場所の中には、地域の拠点である外川目振興センターも含まれているため、地域の方々の交流の機会を振興センター内で設けていただき、参加する際には是非予約乗合バスを活用いただきたいと考えている。 また、旧路線バスのバス停留所を指定乗降場所に設定することについて検討して欲しいとのことであるが、指定乗降場所を増やすことで、1便あたりの運行時間が長くなり、現在の1日12便の維持が困難となることが想定されるため、すべてのバス停留所を指定乗降場所とすることは出来ないが、他のバス路線と接続し、交通結節点となりえる停留所であり、皆様の利用や要望の多い停留所などがあれば、乗降場所に加えることについて、運行事業者と協議のうえ、検討して参りたいと考えている。 なお、一部のご意見として、自治会で管理する自治公民館を乗降場所に加えて欲しいとの要望もあるが、先ほど申し上げたとおり、1便あたりの運行時間が長くなることに加えて、現在の運行は市街地へ向かう上り便と市街地から各地区へ戻る下り便の便制で運行しているところであり、自宅と公民館との位置関係によっては行の便が滞りの方向に走るとなると運行方向に混乱が生じることが想定されることから、現時点で自治公民館を指定乗降場所とすることは考えていない。 大迫地域予約乗合バスは、運行日を増やし運行をしているものの、利用する方が固定化され利用者数が伸び悩んでいるところであり、持続可能な公共交通として維持して行く為にも、今後免許返納等を考えている方、家族に送迎を頼んでいる方など移動手段にお困りである場合には、是非、予約乗合バスをご利用いただきたいと考えている。 運行する方向にもよると考えているが、特に地域から要望が強い箇所については個別に分析を行い、事業者の運行への負担や利用者の使い勝手の良さなどを検討して有効である場合には、市から運行事業者へ相談したい。	
					【市長】 予約乗合バスの利用者数が伸びていないため、もう少し便利にすると利用者が増える可能性はある。自治公民館の全てを指定乗降場所にすることは出来ないが、運行できる範囲内であれば検討で出ると思う。例えば、自宅から市街地へ向かう途中の自治公民館に行く場合は往路便を、逆の場合は復路便を利用し、それ以外では乗降はできないこととすれば検討の余地があると思うので事業者と相談してみたい。 また、自宅付近の公道上を指定乗降場所とするということについては、国の制度で決まっているわけではないため、自宅からの乗降を検討してみたらどうか、市が予約乗合バス運行費用として1日あたり数万円支払い、利用者が1回600円の利用料を払うとなると、通常のタクシーと比べて大きく収入が減るわけではないと思う。自宅が公道から離れている場合など難しい場所があると思うので、事業者と相談してみたい。予約乗合バスの利便性が良くなり、利用者が増えたと事業者の利益に繋がるため検討してほしい。	大迫地域予約乗合バスは、令和7年4月1日から月・水・金曜の週3であった運行日を月～金曜の週5日に拡充し運行しており、自宅前の安全に乗り降りできる公道から大迫地域内の指定乗降場所間まで運行する地域内交通として運行している。乗り降りできる場所は、自宅付近の公道及び地域内の公共施設や銀行、スーパーなど日常生活で最低限の訪れる場所を指定乗降場所として指定しており、外川目地区にお住まいの方は、大迫総合支所をはじめ34ヶ所の指定乗降場所を設定している。指定乗降場所の中には、地域の拠点である外川目振興センターも含まれているため、地域の方々の交流の機会を振興センター内で設けていただき、参加する際には是非予約乗合バスを活用いただきたいと考えている。 また、旧路線バスのバス停留所を指定乗降場所に設定することについて検討して欲しいとのことであるが、指定乗降場所を増やすことで、1便あたりの運行時間が長くなり、現在の1日12便の維持が困難となることが想定されるため、すべてのバス停留所を指定乗降場所とすることは出来ないが、他のバス路線と接続し、交通結節点となりえる停留所であり、皆様の利用や要望の多い停留所などがあれば、乗降場所に加えることについて、運行事業者と協議のうえ、検討して参りたいと考えている。 なお、一部のご意見として、自治会で管理する自治公民館を乗降場所に加えて欲しいとの要望もあるが、先ほど申し上げたとおり、1便あたりの運行時間が長くなることに加えて、現在の運行は市街地へ向かう上り便と市街地から各地区へ戻る下り便の便制で運行しているところであり、自宅と公民館との位置関係によっては行の便が滞りの方向に走るとなると運行方向に混乱が生じることが想定されることから、現時点で自治公民館を指定乗降場所とすることは考えていない。 大迫地域予約乗合バスは、運行日を増やし運行をしているものの、利用する方が固定化され利用者数が伸び悩んでいるところであり、持続可能な公共交通として維持して行く為にも、今後免許返納等を考えている方、家族に送迎を頼んでいる方など移動手段にお困りである場合には、是非、予約乗合バスをご利用いただきたいと考えている。 運行する方向にもよると考えているが、特に地域から要望が強い箇所については個別に分析を行い、事業者の運行への負担や利用者の使い勝手の良さなどを検討して有効である場合には、市から運行事業者へ相談したい。	完了
2	建設部	都市政策課	予約乗合バスの乗降場所及び乗継ぎについて	外川目振興センター前乗降場所となっているが、手前の国道のバス停留所での乗降が出来ないか、また旭の又集会所など外川目地域の公共施設を乗降場所とすることは出来ないか伺う。 内川目方面等に予約乗合バスの乗継ぎをすることは出来ないか伺う。	【建設部長】 現状では、乗合バスの乗継ぎという様な利用は行っていない。地域の道路形状などによっても対応の可否が変わってくる。予約乗合バスを出せるだけ利用していただきたいという思いはあるが、乗継ぎの利用の必要があるのかを検証する必要があることから直ちに出来るとは言えない。 【市長】 事業者が受けてくださるのであれば、実現の可能性はあると思うので、担当課はタクシー事業者と相談してほしい。	現状では、乗合バスの乗継ぎという様な利用は行っていない。地域の道路形状などによっても対応の可否が変わってくる。予約乗合バスを出せるだけ利用していただきたいという思いはあるが、乗継ぎの利用の必要があるのかを検証する必要があることから直ちに出来るとは言えない。 【市長】 事業者が受けてくださるのであれば、実現の可能性はあると思うので、担当課はタクシー事業者と相談してほしい。 ⇒R7.8.6 外川目の方が、内川目まで乗車する。地区を跨いでの利用について、タクシー事業者と協議をしたが、地域を跨ぐことで1運行当たりの時間が長くなり、現在の便制での運行は難しい旨の回答であった。外川目振興センター手前の国道に設置されているバス停留所については、民間バス事業者が運行するバス路線との結節点でもあることから指定乗降場所に追加することとし、令和7年11月から運用を開始している。	完了
3	農林部	農村林務課	有害獣対策について	有害獣として本市においても熊や猪の目撃情報が多発している状況である。 当地域において深刻な状況なのが鹿対策である。 ここ最近では、鹿を目撃しない日がないほどで、農作物被害以外にもビニールハウスを破っての施設内被害、住宅庭の花の食害、道路における車との接触事故などの被害が多数ある。 市からは、個人や複数人で電柵購入による補助を受けているが、現状において個々に対応するには限界がある。 そこで大規模な鹿駆除を行うこと及び人と野生動物の生活圏を隔てる緩衝帯の設置を市として取り組むお考えはないのか伺う。	市では、野生鳥獣の被害対策として、これまでと同様、生息頭数を減らす捕獲の取組と農作物等を守る取組とを併せて実施している。 生息頭数を減らす対策としての捕獲の取組は、「花巻市鳥獣被害対策実施隊」が国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して市内全域で捕獲活動を行っている。捕獲に関する国の交付金は、ニホンジカ1頭当たりの単価が8,000円、イノシシ1頭当たりの単価については成獣が1,000円、幼獣が1,000円となっている。更に、市ではニホンジカ捕獲頭数が国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について国と同額0.8,000円を補助している。また、市では、鹿の交付金への嵩上げ補助として、ニホンジカ1頭当たり7,000円を補助している。このことから、イノシシ、ニホンジカとも1頭あたり国・市あわせて14,000円を交付している。更に、今年度からは、クマの捕獲も交付金の対象になっており、1頭当たり8,000円が交付される。 また、市ではニホンジカの被害が多い市の東部地域で林道の除雪を業務委託により行っている。大迫地域の林道四ノ山峠線と内川目線の2路線を対象としており、冬期間における狩猟者の円滑な移動を支援し、捕獲頭数の増加に努めている。 その他、岩手南部森林管理署遠野支署からニホンジカ捕獲用のくり罠52基を借り受け、うち22基を「花巻市鳥獣被害対策実施隊」に貸し出すことで捕獲活動の強化を図っている。 令和6年度の市全体の捕獲頭数は、ニホンジカが1,898頭、イノシシが107頭、クマが14頭、今年度は8月8日現在でニホンジカが933頭、イノシシが45頭、クマが8月21日現在で37頭となっている。 大迫地域におけるニホンジカの捕獲活動については、冬期間を中心に、大迫地域の実施隊員による巻狩りや、他地域の実施隊員による捕獲活動が行われている。令和6年度における大迫地域での捕獲頭数は1,310頭を占めており、市全体の約69%になっている。この結果を踏まえ、今後も積極的な捕獲活動を行っていく。 農作物等を守る取組として、鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合は補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合は補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金の交付し、令和6年度の交付実績は交付件数が135件、交付金額が24,428,908円、今年度は8月8日現在で交付件数が62件、交付金額が9,927,111円となっている。 さらに、クマをはじめとする有害鳥獣の被害防止対策として、有害鳥獣を引き寄せる原因となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木の伐採経費に対する補助を行っている。伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり60件、交付金額が3,465,742円、今年度は8月8日現在で交付件数が22件、交付金額が2,145,100円となっている。 その他、クマ対策として、市では小中学校の児童生徒の安全を確保するため、メールなどを活用し、クマの目撃情報を保護者に迅速に伝達し、注意喚起を行っている。また、目撃場所や出没の頻度に応じて、エリアを限定した一定期間、保護者に車での送迎を依頼している。仕事や家庭の事情などで保護者が送迎できない場合には、市が費用を全額負担し、タクシーやバスによる送迎対応を行っており、タクシーなどの車両が不足する際には、公用車による送迎も実施している。 さらに、学校や保育施設にクマ撃退スプレーを配備する予定であり、児童生徒の安全確保に向けた取組を強化する。 本年4月の国会で成立した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保等要件を満たした場合において市町村の判断で銃撃を可能とする緊急銃撃制度が創設され、9月1日に施行される予定である。 市では、人の日常生活圏にクマが出没し、人に危険を及ぼす可能性が高い場合に、この法律に基づく場合とそれに加えて、従前から決められている「警察官職務執行法」や現行の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、猟銃を発砲しクマを捕獲する場合の手順を定めることに加え、従前から決められている「警察官職務執行法」や現行の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、猟銃を発砲してクマを捕獲する場合の手順を進め、現在マニュアルの作成を進めている。 さらに、市独自の取組として、森林環境譲与税を活用し、山村地域の過疎化、高齢化により適切な手入れが行われていない里山の所有者や地域住民らが行う地域ぐるみの里山整備活動を支援しており、この取組は野生動物と人間の生活圏の境、いわゆる緩衝帯の整備につながるものと考えている。 支援の対象となる活動と補助単価については、森林施業技術の技術指導を行う里山保全作業実研修に対して1回当たり56,000円、雑草木の刈り払いや枯損木の除去を行う里山保全作業実践活動に対して10アール当たり19,000円、森林の間伐を行う里山保全間伐作業に対して10アール当たり27,000円、本事業で間伐した木材を機械により林内運搬する経費に対して150,000円、間伐材の搬出運搬経費に対して1トン当たり3,000円をそれぞれ補助するものであり、令和6年度においては、花巻地域と東地域で本事業を活用する6団体にに対し補助金587万3千円余りを交付している。 市では今後もこの取組を継続し、様々な場面で周知することで緩衝帯の整備を進めていく。 有害鳥獣被害の防止には市民の皆様のご協力が必要である。市が行っている補助事業の外川目地区における利用実績については、電気柵購入に対する補助金の実績が令和6年度14件、1,801,853円、今年度は8月8日現在で3件、241,244円、不要な果樹の伐採経費に対する補助金の実績は令和6年度の交付件数が1件6,000円、今年度は8月8日現在で実績なしとなっていることから、積極的な制度の利用をお願いする。 特に、電気柵は広範囲に設置することでより被害防止効果を高めることが期待できることから、市では団体の場合の補助率を個人の場合と比較して高く設定し広域での設置を推進している。市が任用している有害鳥獣対策アドバイザーを地域に派遣し、地域ぐるみの広域での電気柵の設置方法を提案するなどの研修会を開催できるので、ぜひご検討のうえ農村林務課に相談いただきたい。	市では、野生鳥獣の被害対策として、これまでと同様、生息頭数を減らす捕獲の取組と農作物等を守る取組とを併せて実施している。 生息頭数を減らす対策としての捕獲の取組は、「花巻市鳥獣被害対策実施隊」が国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して市内全域で捕獲活動を行っている。捕獲に関する国の交付金は、ニホンジカ1頭当たりの単価が8,000円、イノシシ1頭当たりの単価については成獣が1,000円、幼獣が1,000円となっている。更に、市ではニホンジカ捕獲頭数が国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について国と同額の8,000円を補助している。また、市では、鹿の交付金への嵩上げ補助として、ニホンジカ1頭当たり7,000円を補助している。このことから、イノシシ、ニホンジカとも1頭あたり国・市あわせて14,000円を交付している。更に、今年度からは、クマの捕獲も交付金の対象になっており、1頭当たり8,000円が交付される。 また、市ではニホンジカの被害が多い市の東部地域で林道の除雪を業務委託により行っている。大迫地域の林道四ノ山峠線と内川目線の2路線を対象としており、冬期間における狩猟者の円滑な移動を支援し、捕獲頭数の増加に努めている。 その他、岩手南部森林管理署遠野支署からニホンジカ捕獲用のくり罠52基を借り受け、うち22基を「花巻市鳥獣被害対策実施隊」に貸し出すことで捕獲活動の強化を図っている。 令和7年度の市全体の捕獲頭数はニホンジカが2,296頭、イノシシが1,62頭、クマが73頭となっている。 大迫地域におけるニホンジカの捕獲活動については、冬期間を中心に、大迫地域の実施隊員による巻狩りや、他地域の実施隊員による捕獲活動が行われている。この結果を踏まえ、今後も積極的な捕獲活動を行っていく。 農作物等を守る取組として、鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合は補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合は補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付し、令和7年度の交付実績は電気柵の設置が99件、交付金額が18,545,028円となっている。 さらに、クマをはじめとする有害鳥獣の被害防止対策として、有害鳥獣を引き寄せる原因となりうる不要な果樹を除去するため、柿の木と栗の木の伐採経費に対する補助を行っている。伐採を委託する場合の補助率は2分の1、ただし1本当たりの上限は150,000円、果樹の所有者自身が伐採する場合の補助率は1本当たり2,000円を助成している。市が7年度度の交付実績は交付件数が121件、交付金額が10,779,142円となっている。 その他、クマ対策として、市では小中学校の児童生徒の安全を確保するため、メールなどを活用し、クマの目撃情報を保護者に迅速に伝達し、注意喚起を行っている。また、目撃場所や出没の頻度に応じて、エリアを限定した一定期間、保護者に車での送迎を依頼している。仕事や家庭の事情などで保護者が送迎できない場合には、市が費用を全額負担し、タクシーやバスによる送迎対応を行っており、タクシーなどの車両が不足する際には、公用車による送迎も実施している。 さらに、学校や保育施設にクマ撃退スプレーを配備した。 本年4月の国会で成立した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正する法律において、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保等要件を満たした場合において市町村の判断で銃撃を可能とする緊急銃撃制度が創設され、9月1日に施行される予定である。 市では、人の日常生活圏にクマが出没し、人に危険を及ぼす可能性が高い場合に、この法律に基づく場合とそれに加えて、従前から決められている「警察官職務執行法」や現行の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、猟銃を発砲してクマを捕獲する場合の手順を進め、現在マニュアルを作成している。 さらに、市独自の取組として、森林環境譲与税を活用し、山村地域の過疎化、高齢化により適切な手入れが行われていない里山の所有者や地域住民らが行う地域ぐるみの里山整備活動を支援しており、この取組は野生動物と人間の生活圏の境、いわゆる緩衝帯の整備につながるものと考えている。 支援の対象となる活動と補助単価については、森林施業技術の技術指導を行う里山保全作業実研修に対して1回当たり56,000円、雑草木の刈り払いや枯損木の除去を行う里山保全作業実践活動に対して10アール当たり19,000円、森林の間伐を行う里山保全間伐作業に対して10アール当たり27,000円、本事業で間伐した木材を機械により林内運搬する経費に対して150,000円、間伐材の搬出運搬経費に対して1トン当たり3,000円をそれぞれ補助するものであり、令和6年度においては、花巻地域と東地域で本事業を活用する6団体にに対し補助金587万3千円余りを交付している。 市では今後もこの取組を継続し、様々な場面で周知することで緩衝帯の整備を進めていく。 有害鳥獣被害の防止には市民の皆様のご協力が必要である。市が行っている補助事業の外川目地区における利用実績については、電気柵購入に対する補助金の実績が令和7年度末で3件、363,152円、不要な果樹の伐採経費に対する補助金の実績は令和7年度末で1件6,000円となっていることから、積極的な制度の利用をお願いする。 特に、電気柵は広範囲に設置することでより被害防止効果を高めることが期待できることから、市では団体の場合の補助率を個人の場合と比較して高く設定し広域での設置を推進している。市が任用している有害鳥獣対策アドバイザーを地域に派遣し、地域ぐるみの広域での電気柵の設置方法を提案するなどの研修会を開催できるので、ぜひご検討のうえ農村林務課に相談いただきたい。	継続中
4	農林部	農村林務課	ニホンジカの捕獲について	ニホンジカの捕獲頭数が地区毎にバラつきがあり大迫町が多いが、その理由について教えていただきたい。	シカは、沿岸から生息範囲が広がってきており、遠野市でも多く繁殖している状況である。岩手県の報告によると、遠野市では花巻市の数倍捕獲しているがニホンジカの頭数を減らすまでに至っていない。従ってニホンジカは遠野市に隣接している大迫地域から花巻市へ入ってきていると推測する。 鹿を多く仕掛ければ捕獲頭数が増えると思うが、ただ鹿を設置すればよいものではなく、ニホンジカの通り道に設置したり技術が必要である。また、イノシシはニホンジカより警戒心が強いことから罠による捕獲はニホンジカより難しいと聞いているが、実施隊員の罠設置の技術も向上してきていることから段々捕獲数が多くなってくると考えている。	シカは、沿岸から生息範囲が広がってきており、遠野市でも多く繁殖している状況である。岩手県の報告によると、遠野市では花巻市の数倍捕獲しているがニホンジカの頭数を減らすまでに至っていない。従ってニホンジカは遠野市に隣接している大迫地域から花巻市へ入ってきていると推測する。 鹿を多く仕掛ければ捕獲頭数が増えると思うが、ただ鹿を設置すればよいものではなく、ニホンジカの通り道に設置したり技術が必要である。また、イノシシはニホンジカより警戒心が強いことから罠による捕獲はニホンジカより難しいと聞いているが、実施隊員の罠設置の技術も向上してきていることから段々捕獲数が多くなってくると考えている。	継続中
5	農林部	農村林務課	ニホンジカの捕獲後の処理について	遠野市では、駆除した後の死骸処理のための補助金を活用して5カ所に縦穴を設けたと聞いた。 また、ジビエ肉を扱う商店の開業など駆除した後の活用も図っているようだ。 花巻市では駆除後に必要な死骸処理の負担軽減策を行う考えはないか伺う。	【農村林務課長】 遠野市が死骸処理のための縦穴を設置したことについて遠野市の担当に問い合わせたところ、捕獲頭数が多く直ぐに満杯になることに加えて、蛆が湧くほかに臭いも生じることから課題も多いと伺っている。 【市長】 大槌町の株式会社MOMIJIでジビエを取り扱っている。ジビエは、相当量扱う必要があり、利益を出せるかわからない。遠野市のように年間約5,000頭捕獲し、活用しているのかもしれない。担当課に情報収集をお願いしている。 現状では市がジビエ事業を実施することは出来ないで、花巻市に取り組みたい方がいらっしゃるのであれば、市として支援を検討する余地はあると思う。	遠野市が死骸処理のための縦穴を設置したことについて遠野市の担当に問い合わせたところ、捕獲頭数が多く直ぐに満杯になることに加えて、蛆が湧くほかに臭いも生じることから課題も多いと伺っている。 大槌町の株式会社MOMIJIでジビエを取り扱っている。ジビエは、相当量扱う必要があり、利益を出せるかわからない。遠野市は年間約5,000頭捕獲し、活用している。 現状では市がジビエ事業を実施することは出来ないで、花巻市に取り組みたい方がいらっしゃるのであれば、市として支援を検討する。	継続中

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
6	農林部 市民生活部	農村林務課 生活環境課	ニホンジカの捕獲後の処理 について	罠で捕獲したニホンジカは埋めるほか、クリーンセンターに搬入できるものなのか。	クリーンセンターでは、駆除したニホンジカの受け入れを行っている。焼却炉の仕様として焼却できる大きさ(60cm程度)に解体して箱に入れて搬入していただく必要がある。実施隊員のベストを着用のうえ受付に申し出ていただく必要があるが、有害鳥獣を処理のため実施隊員が持ち込む場合は無料としている。	クリーンセンターでは、駆除したニホンジカの受け入れを行っている。焼却炉の仕様として焼却できる大きさ(60cm程度)に解体して箱に入れて搬入していただく必要がある。実施隊員のベストを着用のうえ受付に申し出ていただく必要があるが、有害鳥獣を処理のため実施隊員が持ち込む場合は無料としている。	継続中
7	農林部	農村林務課	熊撃退スプレーについて	熊撃退スプレーに関して、使用するための講習は行われるのか。確実に使用できるようにするためにも練習する必要があるのではないのか。	臨時議会で熊撃退スプレー購入補助の補正予算を承認していただいた。熊撃退スプレー購入補助は5,000円を上限に費用の2分の1とすることを考えている。スプレーを実際に噴射する講習会の実施は想定していないが、使用方法については既にインターネット上動画などがあるので、そちらを紹介するなど対応を検討している段階である。 【農村林務課追記】 熊撃退スプレー購入補助について、8月の段階では5,000円を上限に補助率を2分の1とすることを考えていたが、補助率を4分の1として10月1日に補助申請の受付を開始した。	臨時議会で熊撃退スプレー購入補助の補正予算を承認していただいた。スプレーを実際に噴射する講習会の実施は想定していないが、具体的な使用方法について照会された際には、インターネットで公開されている動画などを参考とするよう案内したいと考えている。また、熊撃退スプレー購入補助について5,000円を上限に補助率を4分の1として10月1日から補助申請の受付を行っており、令和7年度末で申請件数は94件、872451円であった。	継続中
8	農林部	農村林務課	果樹木の伐採について	有害鳥獣が出没しにくい環境づくりとして実施している果樹木の伐採補助については、伐採作業は、どの程度まで行う必要があるのか伺う。枝葉の撤去処理まで行うのか。	業者へ委託して伐採する場合は委託費用の2分の1(1本あたり15万円を上限)を、自身が伐採する場合は1本あたり2,000円の交付している。枝葉の処理については自身にお任せしている。	業者へ委託して伐採する場合は委託費用の2分の1(1本あたり15万円を上限)を、自身が伐採する場合は1本あたり2,000円の交付している。枝葉の処理については本人にお任せする。	継続中
9	大迫総合支所	地域振興課	大迫高等学校の生徒確保 について		岩手県では現在学校再編の後期計画を作成中であるが、大迫高等学校については2年間連続で20人以下になった場合に翌年度から新入生を募集しないという話になっていた。令和7年4月でその要件に当てはまったが、市は岩手県教育委員会に対してすぐに募集を停止するのはおかしいのではないかと話をしてきたところである。本日は学校再編計画に関する2回目の説明会があり、岩手県からは令和8年度の募集停止は行わないと明言していただいた。市からは、大迫高等学校は小規模校が向いている生徒が通われていることや特色のある教育を行っていることから、令和9年度以降も20人以下で翌年度に募集停止となることにこだわることなく存続してほしいと話した。これに対して岩手県教育委員会の反応は無かった。市としてはまず令和8年度に21人以上の新入生を確保するために全力を尽くしたい。そうすることによって、令和8年度において例えば19人程度の入学者であったとしても前年度より入学者数が増えた実績から存続について主張し易くなる。 また、農業などの専門校の場合において1学級10人以下の場合に学級を減らすとしていることに比べれば大迫高等学校の1学級20人はまだ多い。 大迫高等学校では現状で進学を希望する生徒が4人いると聞いており、塾等に通う又は通信学習を始める場合の経費について1人60万円を上限に補助することとしている。また進学コーディネーターを2人設置して生徒の指導支援を行って進学実績を上げていきたい。令和8年度の募集は可能になったが、令和9年度以降についてはこれからの勝負であると考えている。これについては、大迫高校に入っていただければ、大迫の子どもも対象となることから自宅から近くの高校に通って進学に向けた勉強ができることを広めていっていただきたい。	令和8年4月入学者数が23名となったことから、令和9年度の生徒募集を行うことが可能となった。 ・令和7年度において新たに通塾支援や進学支援コーディネーターによる伴奏支援を行い、これらの制度を活用した生徒が大学への進学を実現させた。 ・総合的な探究の時間の活動支援として、地域において生徒の地域探究学習を支援していただける方々を募り、「大迫高校生応援リスト」を作成し、生徒がより地域で活動しやすくなるよう環境を整えた。 ・県立大迫高等学校の生徒確保に関しては、留学生の受入れに加えて、特に大迫中学校の生徒をはじめとする花巻市内の生徒に入学してもらいたい。 ・大迫地域外の方々にに向けてインターネットを使って高校の魅力発信を行うほか、総合的な探究の時間の活動に対する地域支援の充実に取り組んでいることに加えて通塾支援等の進学のための支援にも力を入れていることについて花巻市内生徒へ情報発信して行く。 ・一番大事なことは子どもたちが大迫高校に入ってもらうためにはどのようなことをしていってほしいか、例えば大償神楽の継承などを行っているので、他にも大迫高校の魅力を高めることについて出来ることがないか、地域の方々にも一緒に考えていただきたい。大迫高校に入っていただければ、大迫の子どもも対象となることから自宅から近くの高校に通って進学に向けた勉強ができることを広めていっていただきたい。	完了